○東北地方整備局告示第百五十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月三日　東北地方整備局長　青山　俊行

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十三号及び四十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
秋田市河辺和田字下夕川原一一番二から同市河辺和田字和田三六番三まで	前	一三・六二～三五・一〇メートル	〇・三三〇キロメートル
	後	三八・二五～七〇・八一	〇・三三〇

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所

○関東地方整備局告示第三百三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年十二月三日　関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　千葉県

二　都市計画事業の種類及び名称　旭都市計画道路事業三・五・三号旭駅前線

三　事業施行期間　自平成九年十二月十八日至平成二十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第三百三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年十二月三日　関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　千葉県

二　都市計画事業の種類及び名称　野田都市計画道路事業三・四・一〇号清水上花輪線

三　事業施行期間　自平成二十一年十二月三日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　千葉県野田市清水字中原付及び字三角地内

使用の部分　なし

○中国地方整備局告示第九十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月三日　中国地方整備局長　福田　功

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
周南市大字原字下末森二〇二番一から同市大字原字樋ノ迫九〇番一まで	前	一〇・〇〇～三二・〇〇メートル	〇・三六〇キロメートル
	後	一三・〇〇～五五・〇〇	〇・三六〇

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国事務所

二(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号及び百八十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
安来市門生町字町並四四七番二から同市門生町字町並一〇八六番まで	前	一〇・七六～一七・四一メートル	〇・一七四キロメートル
	後	一〇・七六～二八・〇五	〇・一七四

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局松江国道事務所

三(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
益田市土田町二二二番二地先官有無番地から同市土田町八一七番一地先官有無番地まで	前	一〇・七一～五六・三〇メートル	〇・三七四キロメートル
	後	一五・九四～五九・三七	〇・三七四

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所

四(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
岡山県勝田郡奈義町上町川字池尻畝一六五六番一から同町上町川字中村一一三六番まで	前	一〇・〇〇～一九・〇〇メートル	〇・一四五キロメートル
	後	一〇・〇〇～二三・〇〇	〇・一四五

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○中国地方整備局告示第九十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月三日　中国地方整備局長　福田　功

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号	周南市大字原字下末森二〇二番一から同市大字原字樋ノ迫九〇番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所
九号及び百八十号	安来市門生町字町並四四七番二から同市門生町字町並一〇八六番まで	中国地方整備局及び同局松江国道事務所
九号	益田市土田町二二二番二地先官有無番地から同市土田町八一七番一地先官有無番地まで	中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所
五十三号	岡山県勝田郡奈義町上町川字池尻畝一六五六番一から同町上町川字中村一一三六番まで	中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年十二月三日